

令和5年8月22日（火）

令和5年第8回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、5番：玉元正助委員、6番：砂川佳弘委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は10件でございます。
受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から10番は、別紙参考資料1ページから10ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足
説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は城辺の宮古島市地下ダム資料館の南西300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は旧宮原小学校の北西の農業組合法人大地産業の隣に位置し、譲受人は機械等は借用してマンゴー・メロン作栽培です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は下地陸上競技場の東側300mに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は城辺加治道の城辺中央クリニックの北側に位置し、譲受人は50年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は狩俣中学校の北側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

根間推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は西辺中学校の東側1kmに位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は松原集落の久仲工建資材管理ヤードの南側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営でサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は城辺の宮古島海宝館の東側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してハーブ作栽培です。

議長：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、上野豊原公民館の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は野原航空自衛隊宮古島分屯基地の西側100mに位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作畑にするとの事です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、質疑でお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

受付番号8番についてですが、島外からのいろんな会社等が参入していますが、株式会社あぐりぴあ沖縄の経営・実績等または規模拡大とありますが

國仲事務局：

株式会社あぐりぴあ沖縄は糸満市でもハーブ栽培している状況で売上実績もあり、宮古島市でもハーブ栽培するとの事です。

川満委員：

規模拡大については

國仲事務局：

沖縄本島でも規模拡大しているので、宮古島市でも規模拡大するとの事です。

長濱委員：

糸満市での実績等が提出されていれば、審議してもいいけど実績等が提出されていないのであれば今回は保留して提出させてから再申請させればと思いますかどうか。

議 長： ほかに質疑等はありませんでしょうか。

各委員： 不足している資料等がそろってから再申請させて、今回は保留した方が良くと思います。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から10番について、8番を除き原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番は、別紙参考資料11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は城辺新城集落の新城配水池の南東260mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、城辺1区推進委員・島尻安弘に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 城辺1区推進委員 退室 》

議 長： あらためまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）」受付番号11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。城辺1区推進委員・島尻安弘の入室・着席を認めます。

《 城辺1区推進委員 入室・着席 》

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号12番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号 1 2 番は、別紙参考資料 1 2 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は福嶺駐在所の北西に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
はい、7 番委員

砂川委員：

この案件は、先ほど事務局から農地違反転用という事で保留と言われた案件ではないですか。

國仲事務局：

譲受人が農地違反していることに気づかずに申請させてありますので、委員の皆さんの意見等を伺いたいと思います。

各委員：

農地転用違反しているのであれば、今回は保留したらどうですか。

会 長： 譲受人が別の箇所において違反転用していますので、違反転用箇所の事業計画変更申請を提出させて終了した後、この案件は再申請させてから審議するため今回は保留したいと思いますますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、この原案は保留といたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、6件でございます。受付番号13番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番から18番は、別紙参考資料13ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号13番から18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

**川満事務局：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は徳洲会病院から西側800mに位置し、譲受人は中間管理機構で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は宮古島温泉から南側300mに位置し、譲受人は中間管理機構で機械等も所有して畜産・サトウキビの複合経営です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島駐屯地の西側500mに位置し、譲受人は中間管理機構で機械等も所有して畜産・サトウキビ・カボチャ作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は海中公園の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は宮古島市総合博物館の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

**根間推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は高野集落の南側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。



議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号7番を説明いたします。場所は佐良浜郵便局から県道204号線長山港佐良浜線通りを北西に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 3 区推進委員にお願いいたします。

**根間推進委員：**

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は平良福山農村公園の西隣に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は高千穂信号機のシュレーダとおりの南西 2 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 1 区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島分屯地から新里集落向けの千代田ハイツの南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は上野高田東青原市営住宅の西側に位置し、譲受人は 1 0 年以上農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 休憩します。

~~~~~  
議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。
受付番号1番から2番を説明いたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査ならびに説明を3番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

松岡委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年8月2日（水曜日）に調査員として、4番：仲里委員、芳山会長、事務局の土地局長、前泊調整官の5名で調査し、日程として午前9時から午後2時20分まで現地調査、午後2時20分から2時40分まで事務局にて調査内容調整会議、8月14日の内部審査会での4条申請2件、5条申請17件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島駐屯地から東側500mの千代田ハイツの隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超えている区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は市営北団地C棟の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、16件でございます。受付番号1番から16番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から16番は参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は来間シーウッドホテルの南側160mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・段差による障害に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は共和マンションの隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、都市計画法上の用途地域内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番から11番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番から11番の説明をいたします。場所はうむやす みゃあす・ん診療所の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番から11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は市営北団地・北保育園の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は私立東小学校の北西150mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は東洋建設コンサルタントの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は上野小学校の北側260mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超える区画内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。



委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は長間郵便局の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~  
議長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。8月7日に平良地区農地パトロールを行い、場所は私立久松小学校校門の南側に位置し、長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。8月12日に下地地区農地パトロールを行い、場所は来間公民館の南側に位置し、長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

8月9日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は伊良部の県立自然公園サバオキ園地の南側に位置し、長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~  
議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和5年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会：

令和5年8月22日

会長 芳山辰巳  
5番委員 玉元正助  
6番委員 砂川佳弘